

皆さまの御意見・情報を御提供ください
-国の行政手続のオンライン利用について-

1 御意見・情報を募集する趣旨

- 現在、国では「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年 4 月 1 日 CIO 連絡会議決定）に基づき、利便性の向上とオンライン利用の拡充・定着に重点的に取り組むものとされている改善促進手続（別表参照）につき、所管の各府省において改善取組計画を策定し、システムの使い勝手等の改善を進めております。
- つきましては、より便利で使いやすいオンライン手続への改善に向けた検討のため、これらの 手続のオンライン利用に関して改善してほしいことや、利用して感じたこと等について、御意見・情報を御提供いただくようお願いいたします。

※ オンライン手続の例

○登記申請・登記事項証明書等の交付請求 ○国税申告（所得税、法人税等） ○健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 ○健康保険・厚生年金保険賞与支払届、○雇用保険被保険者資格喪失届 ○労働保険年度更新 ○無線局免許申請 ○自動車の新車新規登録

- 改善取組計画の内容については、内閣官房の Web サイト「オンライン手続の利便性向上に向けた改善取組計画」（→<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/h270305.html>）を御覧ください。

2 提出方法

「別紙様式」に必要事項を記載し、次のいずれかの方法により、「総務省行政管理局行政情報システム企画課」あて御提出ください。

- ① 電子メールを利用する場合 → 電子メールアドレス：sokushin.ap@soumu.go.jp
- ② 電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) を利用する場合 → e-Gov の「パブリックコメント」のページから本案件を選択いただき、「意見提出フォーム」の「提出意見」欄に、別紙様式の質問事項への御回答を御入力ください。

3 募集期間

平成 27 年 5 月 15 日（金）～6 月 14 日（日）

4 その他

- 個人、企業、団体を問わず、どなたでも提出していただくことができます。
- お寄せいただいた御意見・情報及び個人情報等につきましては、本調査以外の目的には使用せず、法令等（※）に基づいて適切に取り扱います。

※ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条（守秘義務）、第 109 条（守秘義務違反の罰則）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、総務省プライバシーポリシー

具体的には、氏名及び連絡先は、御提出いただいた御意見・情報について、総務省から照会させていただく場合に限って使用させていただきます。また、御提出いただいた御意見・情報については、必要に応じ公表することがあります。なお、御意見・情報に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

【連絡先】

総務省行政管理局 行政情報システム企画課
担当：千葉、渡邊
電話：03-5253-6077（直通）
E-mail：sokushin.ap@soumu.go.jp

(別表) 改善促進手続

<p>1 登記 (計 5 手続)</p> <ul style="list-style-type: none">・不動産登記の申請・不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等・商業・法人登記の申請・商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等・成年後見登記に係る登記事項証明書の交付請求	<ul style="list-style-type: none">・健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届・健康保険・厚生年金保険賞与支払届、厚生年金保険(船員)賞与支払届・厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届・国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書・国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)
<p>2 国税 (計 15 手続)</p> <ul style="list-style-type: none">・国税申告手続(所得税)・国税申告手続(法人税)・国税申告手続(消費税(個人))・国税申告手続(消費税(法人))・国税申告手続(酒税)・国税申告手続(印紙税)・不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)・不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)・給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)・退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)・利子等の支払調書(及び同合計表)・納税証明書の交付請求・電子申告・納税等開始(変更等)届出	<ul style="list-style-type: none">・年金受給権者現況届・年金受給権者住所・支払機関変更届・年金手帳再交付申請書・国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・住所・氏名変更・生年月日変更・性別変更届・国民年金保険料還付請求書・国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届・1年単位の変形労働時間制に関する協定届・時間外労働・休日労働に関する協定届・就業規則(変更)届・健康診断結果報告・労働者死傷病報告・労働保険の保険関係成立届・新規適用届・適用事業所所在地・名称変更(訂正)届・適用事業所全喪届・70歳以上被用者該当・不該当届・70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届
<p>3 社会保険・労働保険 (計 32 手続)</p> <ul style="list-style-type: none">・概算・増加概算・確定保険料申告書・概算保険料の延納の申請・雇用保険被保険者資格取得届・雇用保険被保険者資格喪失届・高年齢雇用継続基本給付金の申請・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届・健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届・健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	<p>4 自動車登録 (計 1 手続)</p> <ul style="list-style-type: none">・自動車の新車新規登録等 <p>5 その他</p> <p>(1) 無線局(計 2 手続)</p> <ul style="list-style-type: none">・無線局免許申請等・無線局再免許申請等 <p>(2) 特殊車両通行許可(計 1 手続)</p> <ul style="list-style-type: none">・特殊車両通行許可申請 <p>(3) 公認会計士試験関係(計 1 手続)</p> <ul style="list-style-type: none">・公認会計士試験受験願書の提出及び公認会計士試験免除申請書の提出